

第50回全国信用組合大会における全信中協渡邊会長の挨拶

はじめに

本日、ここに第50回全国信用組合大会を開催いたしましたところ、皆様方には、何かとご多用の中を全国各地より、このように多数のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

特に公務ご多用の中、畑中金融庁長官、松島経済産業副大臣、黒田日本銀行総裁ならびに鶴田全国中小企業団体中央会会長をはじめ、多数のご来賓各位のご臨席を賜りまして、誠に光栄に存じます。

信用組合業界を代表いたしまして、厚く御礼申し上げますとともに、平素より私ども信用組合に深いご理解と変わらぬご支援を賜っておりますことを、ここに改めまして、感謝申し上げる次第でございます。

ところで、先日の台風26号による記録的な大雨などにより、関東地区、特に伊豆大島で甚大な被害が発生いたしました。被害に遭われた皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

信用組合の課題への取組みについて

本日は、これよりご来賓の方々のご挨拶を賜り、私ども信用組合の今後の経営の指針とさせていただきたいと存じますが、それに先立ちまして、私から、信用組合が取り組むべき課題等につきまして、若干、申し述べたいと存じます。

<東日本大震災の復興支援について>

第一に、東日本大震災の復興支援について、でございます。

東日本大震災の発生から、早くも2年半余を経過いたしますが、依然として、29万人の方々が避難先で不自由な生活を余儀なくされておられます。被災者の皆様にとりましては、日々の暮らしのなかで様々なご苦勞をされておられるものと拝察し、まずもって心よりお見舞いを申し上げます。

被災地の一日も早い復興を切望いたしますとともに、被災地の会員組合におかれましては、この2年半にわたり被災地及び被災地の事業者の復興のために、懸命に取り組まれておりますことに、心から敬意を表する次第でございます。

本会といたしましても、引き続き、被災地のご意見・ご要望等を反映しつつ、被災者の再生支援、二重債務問題への対応、中小企業・小規模事業者への資金の供給など、金融取引の円滑化を通じた被災地信用組合の復旧・復興支援への取組みを全力でサポートして参ります。

<最近の経済情勢と取引先への支援について>

第二に、最近の経済情勢と取引先への支援について、でございます。

政府の経済基調判断によりますと、大企業製造業では輸出が持ち直すとともに、国内においても消費が底堅く推移し、公共事業や住宅需要が増加したことから、景気は緩やかに回復しつつあるとしております。安倍政権が進めておられる大胆な金融緩和、機動的な財政政策などの効果に加え、日本銀行のいわゆる「異次元の金融緩和」の効果により、回復が遅れていた設備投資が上向き、先行きも増加が見込まれるなど、日本経済全体が回復基調を強めているようでございます。

一方で、地方経済には、その効果が十分に及んでいないのが実情で、私どもの主たる取引先である中小企業・小規模事業者は、原材料高・燃料高等のコスト増や価格転嫁に対する懸念など先行き不透明な状況が続いております。

こうした困難な状況を組合員とともに乗り越えるため、私ども信用組合は、取引先の経営支援に向けた人材育成、外部機関との連携体制の構築、事業承継なども含めた課題解決のための取り組みなど、いわゆるコンサルティング機能の一層の発揮に真剣に取り組んで参らなければならないと考えております。

また、地域の活性化のために、今後の成長が見込まれる環境エネルギー、医療・介護、農林水産などの事業分野への資金提供と併せて、こうした事業のノウハウを地域において積極的に紹介していくことも重要なことと思われまます。

なお、昨年の国際協同組合年として取り組んだ「地域社会への持続可能な発展のために活動すること」の理念に基づき、地域信用組合はもちろんのこと、業域信用組合、職域信用組合におかれましても、それぞれの立場で地域の中小零細事業者・生活者等への支援にこれまで以上に取り組まれることをお願いする次第でございます。

本会としましても、こうした信用組合の取引先支援の取組みを、全信組連と連携しつつ、例えば、認定支援機関としての成功事例の紹介、助成金制度活用例等の情報提供、ビジネスマッチングの支援などを通じまして、迅速かつ適切にサポートして参りたいと存じます。

当局への要望について

次に、折角の機会でございますので、関係ご当局に対しまして、ご配慮を賜りたい事項について述べさせていただきます。

<小規模企業活性化法について>

第一に、小規模企業活性化法について、でございます。

去る9月20日に、いわゆる「小規模企業活性化法」が施行されました。この法律の目的は、我が国に存在する420万の中小企業のうち、約9割、366万に及ぶ小規模企業は、地域の経済や雇用を支える存在として重要な役割を果たしております。

近年、企業数・雇用者数ともに他の規模の企業と比べても減少していることから、小規模企業に焦点を当てた中小企業政策の再構築を図り、その事業活動の活性化を推進することとされております。

申しあげるまでもなく、小規模企業を主な取引先とする私ども信用組合といたしましても、地域における雇用の大半を占める小規模企業の重要性、役割が評価されたものであり、歓迎するものでございます。

私どもといたしましても、「小規模企業活性化法」の主旨を踏まえ、こうした企業の経営支援、経営改善に積極的に取り組んで参りたいと存じますが、更に踏みこんで小規模企業の育成に資する具体的な政策を実施していただくようお願いする次第でございます。

<各種中小企業施策への対応について>

第二に、各種中小企業施策への対応について、でございます。

現在、中小企業・小規模事業者への支援施策については、創業支援事業補助金やものづくり補助金等の各種補助金制度や、中小企業庁による「地域プラットフォーム」、総務省による「地域ラウンドテーブル」など、各省庁から様々な政策が打ち出されております。

多くの支援メニューが揃っていることは大変有難く、政府のご努力に感謝申しあげますが、会員信用組合からは、各省庁から似たような施策が多数提示されており、どの制度・ネットワークを活用すれば良いのか分かりにくいといった意見もございます。

円滑な制度の活用のためにも利用者が分かりやすい、出来るだけ簡素な形での制度の構築・運用をお願い申しあげます。

<消費税の引上げについて>

第三に、政府は、来年4月1日から消費税率を8%に引き上げる決定をされました。それと共に5兆円規模の経済対策を講じることを表明されましたが、回復基調にある経済の落ち込みを防止するために適切な対策が講じられたものと考えております。

しかしながら、取引先である中小企業・小規模事業者にとりまして消費税の価格転嫁が最も切実な課題でございますので、円滑な転嫁が行われますよう対応していただくとともに、消費税率の引き上げに伴う景況悪化の未然防止のための経済対策を適宜・適切に実施していただくようお願い申し上げます。

<ゆうちょ銀行の新規業務への進出問題等について>

最後に、ゆうちょ銀行の新規業務への進出問題等について、でございます。

信用組合業界ではかねてより、一貫して、実質的に政府の関与が続くゆうちょ銀行との間では、公正な競争条件が確保されず、民業圧迫につながる恐れがあることから、預入限度額の引上げや貸出業務への進出等、業務範囲の拡大は断じて容認できるものではなく、ゆうちょ銀行は「民業補完」に徹するべきであると主張して参りました。政府の関与が残る中での貸出業務への進出は、信用組合が地域とともに育み築き上げてきた中小零細事業者や生活者との関係までも浸食し、信用組合の経営に大きな影響を与えるものであり、到底容認できるものではありません。ご当局におかれましては、ゆうちょ銀行の新規業務の認可についてくれぐれも慎重にご対応いただきますようお願い申し上げます。

また、日本政策金融公庫等の政府系金融機関の業務運営のあり方について、でございます。

政府系金融機関は、民間金融機関では担えない領域にこそ存在意義があるものと理解しておりますので、こうした意味で協調できる分野・案件での協力を惜しむものではございませんが、民間金融機関との金利競争や肩代わり攻勢等により信用組合の経営を圧迫することのないよう適切な対応を求めるものでございます。

<おわりに>

以上いろいろ申しあげましたが、私ども信用組合は、相互扶助を基本理念とする協同組合組織の金融機関として、大変厳しい環境下ではありますが、引き続き、業界関係者が一致団結して、組合員や利用者である中小企業・小規模事業者、生活者に対する金融の円滑化とともに、一層の金融サービスの向上に取り組んで参る所存でございます。

どうか、本日ご臨席の関係各位におかれましては、私ども信用組合の様々な取り組みに対しまして、深いご理解を賜りますとともに、今後とも、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげまして、私の挨拶とさせていただきます。

以 上